

御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御嵩町内に店舗、工場又は事業所（以下「事業所等」という。）を有する事業者が新型コロナウイルス感染症対策のため、衛生用品及び備品の購入又は施設の改修を行った場合において、予算の範囲内で御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 御嵩町内に事業所等を有する事業者で、岐阜県が発行する新型コロナ対策実施店舗向けステッカーの交付を受け、新型コロナウイルス感染症対策を実施しているもの
- (2) 町税等（御嵩町徴収職員取扱規則（平成20年規則第47号）第2条に規定する町税等をいう。）を滞納していない者
- (3) 規則第5条の2第1項各号のいずれにも該当しない者

(支援金対象事業)

第3条 支援金の対象となる事業（以下「支援金対象事業」という。）、経費区分、対象経費、交付率及び交付限度額は、別表のとおりとする。

2 支援金の対象経費は、令和3年12月1日から令和4年2月28日までに支払が完了したものとする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下次条において「申請者」という。）は、御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて令和4年2月28日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 岐阜県が発行する新型コロナ対策実施店舗向けステッカーの掲示状況が確認できる写真
- (2) 衛生用品又は備品を購入した場合は、品名・規格、数量及び購入日が記載された領収書の写し又は支払証拠書類の写し
- (3) 衛生用品又は備品を購入した場合は、購入状況又は設置状況が確認できる写真
- (4) 施設改修を行った場合は、改修に係る費用の詳細及び内訳が確認できる領収書の写し又は支払証拠書類の写し
- (5) 施設改修を行った場合は、施設改修の実施状況が確認できる写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(支援金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否及びその額を決定し、御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第6条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下第8条において「交付決定者」という。)は、速やかに御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金交付請求書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(適用除外)

第7条 規則第11条及び第12条の規定については、これを適用しない。

(支援金の返還)

第8条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたことが明らかになったときは、交付決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支援金対象事業	経費区分	対象経費	交付率	交付限度額
新型コロナウイルス感染症対策のために実施する事業	衛生用品購入費及び備品購入費	（衛生用品購入費） マスク、消毒液、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、ペーパータオル、アクリル板、透明ビニールシート、テイクアウト用使い捨て容器又はその他町長が認めるもの （備品購入費） パーテーション、非接触型体温計、消毒液ディスペンサー、足踏み式消毒スタンド、店頭販売用机、保温機、空気清浄機、サーキュレーター（換気促進）、二酸化炭素濃度計又はその他町長が認めるもの	対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の10分の10（円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）	1事業所 3万円まで （申請は、1事業所につき1回までとする。）
	施設改修費	（施設改修費） 換気能力向上のための機器の新增設、ビニールカーテンの設置、蛇口の自動水栓化、便器の蓋の自動開閉化、ペーパーホルダーの設置、購入単価が20万円を超える備品の購入又はその他町長が認めるもの	対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1（円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）	1事業所 10万円まで （申請は、1事業所につき1回までとする。）

備考

- 1 支援金対象事業を事業所等内にて実施し、かつ、直接的に感染防止対策につながるもの以外は対象外とする。
- 2 支援金対象事業と同一の経費において、他の助成制度による財政的支援を受ける見込みのある事業に対する経費は対象外とする。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

御嵩町長 宛て

申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者名
 電話番号

御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金交付申請書

下記のとおり支援金の交付を受けたいので、御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

また、本申請を行うに当たり、御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金交付要綱第2条各号の該当の有無を確認するため、法人又は個人の町税等の納付状況の調査及び必要に応じて岐阜県警察に対して照会することに同意します。

記

対象事業所	事業所 名称		所在地	
支給申請額	衛生用品又は備品 購入の場合 円	施設改修の場合 円	合計 円	
添付資料	<input type="checkbox"/> 岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の掲示状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 衛生用品又は備品を購入した場合は、品名・規格、数量及び購入日が記載された領収書の写し又は支払証拠書類の写し <input type="checkbox"/> 衛生用品又は備品を購入した場合は、購入状況又は設置状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 施設改修を行った場合は、領収書の写し又は支払証拠書類の写し <input type="checkbox"/> 施設改修を行った場合は、施設改修の実施状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類（ ）			
連絡先	担当者名		電話番号	

年 月 日

御嵩町長 宛て

請求者 住 所
商号又は名称
代表者名 印
電話番号

御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金交付請求書

年 月 日付け御嵩町指令 第 号で交付決定を受けた御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金について、その交付を受けたいので御嵩町新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協組合 金庫・信用組合	支店等名	本店・支店 支所・出張所
預金種別	普通 ・ 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			